



シニアのひろば



介護保険料の減免について

介護保険は、40歳以上の皆さんが納めている介護保険料が財源になっていきます。介護が必要になったとき、誰もが安心して介護サービスを利用できるように介護保険料は忘れずに納めてください。



また、世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入金額と合計所得金額の合計額が120万円を超える方（所得段階が第3段階の方）は、次の①～⑥全てに該当する場合、申請で保険料の減免が受けられます。

〈条件〉

- ①世帯の前年収入（非課税収入を含む）が120万円（世帯員2人目から1人につき35万円を加算した額）以下であること
- ②市民税を課されている方と生計を同じくしていない、またはその方から生活援助を受けていないこと
- ③課税世帯の方の市民税の控除対象者となっていないこと
- ④介護保険料の滞納がないこと

- ⑤健康保険の被扶養者となっていないこと
- ⑥市内に自らの居住用の土地、または家屋以外に土地・家屋を有していないこと

〈申請期限〉

令和3年2月1日（月）

〈減免申請に必要なもの〉

年金証書・健康保険証・印鑑（認め印可）・収入状況が分かるもの・個人番号カード（通知カード、または個人番号記載の住民票でも可）

〈その他の減免〉

次の事由に該当する方は、介護保険料の減免を受けることができる場合があります。

- ・災害で、住宅や家財に著しい損害を受けたとき
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った方。もしくは新型コロナウイルスの影響で、世帯の主たる生計維持者の収入が一定程度減少することが見込まれる場合

※詳細は市HP 1007140をご覧ください

確認ください

この他にも介護保険料の減免を受けることができる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

60歳からの健康づくり講座

介護予防のために必要な知識として、口の健康や栄養、運動、認知症予防などを学ぶ講座です。

【対象】市内在住の概ね60歳以上の方

【開催日】12月18日（金）・23日（水）・令和3年1月5日（火）・14日（木）・21日（木）・27日（水）・2月4日（木）の7回／午後1時30分～3時

※日時は変更する場合があります

【場所】田原福祉センター

【申込】11月26日（木）までに高齢福祉課窓口または電話にて



▼高齢福祉課長寿介護係（東三河広域連合 田原窓口）

☎23-3217 FAX23-3545